

山口県県外看護学生Uターン応援事業実施要綱

令和2年6月17日制定

1 目的

この事業は、県外の看護学生及び既卒者で、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金の貸与を受けている者が、県内の中小病院及び指定訪問看護事業を行う事業所に就職し、一定期間看護師等の業務に従事した場合、その者が貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助することにより、看護職員の県内定着を図ることを目的とする。

2 定義

本事業における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 看護学生とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）で卒業年度の学年に在籍している者をいう。
- (2) 既卒者とは、看護師等養成所を卒業している者で、県外に居住し、無職又は県外で就業している者をいう。
- (3) 奨学金とは、経済的な理由で就学困難な学生を支援するために国、地方公共団体、大学、独立行政法人日本学生支援機構その他知事が適当であると認めるものが当該学生に対して貸与する資金で貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいう。
ただし、県内での就職又は居住等を要件として返還額の全部又は一部が免除されるものを除く。
- (4) 看護師等とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (5) 対象施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病床数200床未満の病院及び介護保険法に基づく指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- (6) 正規雇用とは、雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、就業規則等で定める職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。

3 補助対象事業

補助対象事業は、補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）が貸与を受けていた奨学金の返還額に対して行うものとする。

ただし、対象者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 県内の対象施設に正規雇用により就職を希望する県外の看護学生又は既卒者
- (2) 奨学金を返還予定又は返還中の者
- (3) 県内の対象施設に就職後5年間継続して看護師等の業務に従事する見込みの者
- (4) 県内に定住する見込みの者
- (5) 満年齢が採用日時時点で40歳未満の者

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行し、令和2年4月1日より適用とする。

この要綱は、令和5年3月3日から施行し、令和4年4月1日より適用とする。